



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月14日(金) 第10043号

目次

ページ

人事委員会規則

- 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 2
- 群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2

■ 人事委員会規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十一号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十三号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第一項第十三号の二の規定は、令和四年十月一日から適用する。

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十二号

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和二年群馬県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号の八中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第一項第七号の八の規定は、令和四年十月一日から適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
